

○ 労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる  
労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件（平成十八年厚  
 生労働省告示第五号）

改正案	現行
<p>労働金庫法施行規則（昭和五十七年<sup>大蔵省令第一号</sup>）第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第四十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、<u>独立行政法人住宅金融支援機構</u>、<u>国民生活金融公庫</u>、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>、<u>労働金庫連合会</u>又は平成十八年<sup>厚生労働省告示第三号</sup>（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>	<p>労働金庫法施行規則（昭和五十七年<sup>大蔵省令第一号</sup>）第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 労働金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第四十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、<u>住宅金融公庫</u>、<u>国民生活金融公庫</u>、<u>独立行政法人雇用・能力開発機構</u>、<u>労働金庫連合会</u>又は平成十八年<sup>厚生労働省告示第三号</sup>（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p>

第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行うことができる法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行うことができる法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号までを除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。